

芝原小学校PTA会則

施行 1994 年 4 月 1 日

第1章<名称と事務所>

第1条 この会は芝原小学校PTA(「略称芝原小PTA」)と称し、事務所を同校内におきます。

第2章<目的>

第2条 この会は、父母と教職員が互いに協力しあって子どもたちの幸福な成長をはかるとともに、家庭・学校・地域社会の教育環境の向上につとめ、あわせて会員相互の親睦を期し教養を高めることを目的とします。

第3章<方針と活動>

第3条 この会は教育を本旨とする自主独立の団体で、前条の目的を達成するために、次の方針に従って活動します。

- 1 会員相互の学習をすすめるとともに、親睦をはかります。
- 2 子どもたちをとりまく教育環境の整備充実につとめます。
- 3 学校、地域社会および目的を同じくする機関や団体と協力します。
- 4 学校の教育活動に協力するために意見を述べることはできますが、学校の人事や管理には干渉しません。
- 5 この会は、他のいかなるものからの干渉も受けません。
- 6 会や役員の名で特定の政党や宗教を支持しません。また営利を目的とする行為も行いません。

第4章<会員>

第4条 この会の会員は、芝原小学校に在籍する児童の父母またはそれに代わる保護者および教職員とします。

- 1 会員は、すべて平等の権利と義務を持ちます。
- 2 会員は会費を負担します。
- 3 入会された会員について、次年度は自動継続とします。
- 4 会員は生徒の卒業もしくは転出、又は退会届の提出の退会手続きをもって退会するものとする。

第5章<会計>

第5条 この会の運営および活動に必要な費用は会費によってまかないます。その他の収入については特別会計とします。

- 1 会費は1家庭年額 2,400 円とします。ただし、事情により減免を考慮することができます。
- 2 この会の経理は総会で承認された予算に基づいて行われます。
- 3 決算は会計監査を経て総会の承認を得ます。
- 4 この会の会計は毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わります。

第6条 児童により良い教育をすすめるために、必要に応じて教育振興費を徴収することができます。

- 1 教育振興費は1家庭額 600 円とし、その経理は前条に準じて取り扱うものとします。

第6章<役員>

第7条 この会に次の役員をおきます。

会長 1 名(保護者)、副会長 3 名以上(保護者 2 名以上、教職員 1 名)、書記 2 名以上(保護者 2 名以上)、会計 3 名以上(保護者 2 名以上、教職員 1 名)、渉外 2 名以上(保護者 2 名以上)

第8条 前年度の未までに新年度の会長の候補者が未定の場合、前年度の会長が事務局となり公募を行い、候補者選出を行います。

会長を除く役員については、事前立候補により役員候補選出を行い、未定の役員のみ学級から候補者選出を行います。

第9条 役員の任期は1年とし(翌年の総会まで)、再任を妨げないものとします。

第10条 役員は次の任務を行います。

- 1 会長は、会の代表者として会務を総括し、総会および運営委員会を招集します。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行します。
- 3 書記は、総会および運営委員会の議事、この会の活動に関する事項を記録し、会員に知らせます。
- 4 会計は、総会で決められた予算にしたがい会計を処理し、総会において会計報告をします。また、この会の財産を管理します。

第7章<会計監査>

第11条 この会員の会計を監査するため、会計監査(保護者 2 名)を置き、その任期は1年とします。

第12条 会計監査は、必要に応じて随時会計の監査を行うことができます。

第8章<顧問>

第13条 必要に応じ、顧問をおきます。

第9章<総会>

第14条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高議決機関であり、次のことを行います。

- 1 活動報告、活動計画の検討と承認
- 2 予算・決算の審議と承認
- 3 役員の承認
- 4 会計監査の承認
- 5 会則の改正
- 6 その他の重要事項の審議

第15条 総会は定期総会と臨時総会とし、定期総会は年度始めに開催します。臨時総会は、運営委員会が必要と認めたととき、または会員の10分の1以上の要求があったときに開催します。

第16条 総会は全会員の3分の1(委任状を含む)以上の出席で成立し、議事は出席者の過半数の賛成で決めます。

第17条 総会の議長は総会出席者の過半数の信任を得て選出します(保護者1名、教職員1名)。ただし、役員と会計監査およびその候補者は議長になることができません。

第10章<運営委員会>

第18条 運営委員会は、その会の運営と活動に責任をもつ執行機関です。その構成員は、役員、各学年委員会代表、各専門委員会代表(特別委員会委員会を含む)、地区委員会代表とします。

第19条 運営委員は、次のことを行います。

- 1 総会で決定された事項を実行します。ただし、緊急事項はその都度審議処理し、事後の総会に報告し承認を得るものとします。
- 2 各委員会で立案された活動計画、予算案と活動報告、決算案などを検討して総会に提案します。

第20条 運営委員会は、原則として1年間に6回以上開催します。

また、運営委員会が必要と認めたと、運営委員会の3分の1以上からの要求があった場合は、臨時運営委員会を開催します。

第21条 運営委員会は委員3分の2以上の出席で成立し、議事は出席者の過半数の賛成で決定します。

第11章<役員会>

第22条 役員会は、全役員で構成し、年度当初各種委員会および運営委員会の成立をはかります。また、運営委員会の議案などを準備します。

第12章<委員会>

第23条 この会の活動を推進するために、学級・地区より委員を選出し、教職員とともに委員会を構成します。委員会は、学年委員会、専門委員会、地区委員会とします。

第24条 専門委員会は、次のとおりです。

- 1 文化広報委員会
- 2 保健厚生委員会

第25条 運営委員会が必要と認めたと時は、特別委員会を設置して活動を進めることができます。特別委員会は、その目的を達成したときに解散します。

第26条 各委員会の構成と活動については、細則で定めます。

第27条 学校長は、委員会や各種委員会等に出席し意見を述べるすることができます。

第13章<付則>

第28条 この会則を改正しようとするときは、総会の1週間前に改正案を全会員に通知し、総会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とします。

第29条 この会の運営に必要な細則は、本会則に反しない範囲において運営委員会の審議を経て決定し、総会に報告し承認を得ます。

第30条 この会則は、1994年4月1日より施行します。

(2009年5月23日一部改正)

(2017年5月19日一部改正)

(2018年5月16日一部改正)

(2019年5月16日一部改正)

(2024年5月16日一部改正)